

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県議会定例会を招集する件	五二	○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	五三
○知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類を定める件を廃止する件	五二	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	五三
○知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類を定める件	五二	○地籍調査の成果について認証した件二件	五四
○生活保護法による指定介護機関を指定した件	五二	○道路の区域を変更する件	五四
		○道路の供用を開始する件	五四
		公 告	
		○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	五五

告 示

福島県告示第五百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十一年九月二十九日福島市に招集する。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤雄平

(総務課)

福島県告示第五百七十一号

知事の所轄に属する学校法人等の行うことのできる収益事業の種類を定める件(平成十三年福島県告示第七百六十九号)は、廃止する。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第五百七十二号

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号。以下「法」という。)第二十六条第二項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により、知事の所轄に属する学校法人等(法第三条に規定する学校法人及び法第六十四条第四項の法人をいう。以下同じ。)の行うことができる法第二十六条第一項の事業(以下「収益事業」という。)の種類を次のように定める。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤雄平

(私学法人課)

- 第一 収益事業は、当該収益事業を行う学校法人等の設置する学校、専修学校若しくは各種学校(以下「学校等」という。)の教育の一部又はこれに付随して行われる事業以外の事業のうち第二の各号に掲げる事業の種類に該当するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
 - 一 経営が投機的に行われるもの
 - 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条各号(第二項及び第三項を除く。)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
 - 三 経営の規模が収益事業を行うとする学校法人等の設置する学校等の状態に照らして不適当なもの
 - 四 収益事業を行おうとする学校法人等が自己の名義をもって他人に行わせるもの
 - 五 収益事業を行おうとする学校法人等の設置する学校等の教育に支障のあるもの
 - 六 その他学校法人等としてふさわしくない方法によって経営されるもの
- 第二 収益事業の種類は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成十九年総務省告示第六百十八号)に定める日本標準産業分類の分類表の大分類のうち、次に掲げるものとする。
 - 一 農業、林業
 - 二 漁業
 - 三 鉱業、採石業、砂利採取業
 - 四 建設業
 - 五 製造業(「武器製造業」を除く。)
 - 六 電気・ガス・熱供給・水道業
 - 七 情報通信業
 - 八 運輸業、郵便業
 - 九 卸売業、小売業
 - 十 保険業(「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に限る。)
 - 十一 不動産業(「建物売買業、土地売買業」を除く。)、物品賃貸業
 - 十二 学術研究、専門・技術サービス業

- 十三 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く。）
 - 十四 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」を除く。）
 - 十五 教育、学習支援業
 - 十六 医療、福祉
 - 十七 複合サービス事業
 - 十八 サービス業（他に分類されないもの）
- （私学法人課）

福島県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ツクイ福島 笹谷	福島市笹谷 字東中條一 〇一一	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一一六一	平成二十一年 五月一日	通所介護 介護予 防通所介 護
居宅介護支 援事業所よ つ葉	同 市南矢 野目字鴨目 五〇一三	株式会社よ つ葉介護セ ンター	福島県福島市飯 坂町平野字林添 七一一一	平成二十一年 八月一日	居宅介護 支援事業
居宅介護支 援事業所健 やかライフ	同 市飯坂 町字湯町二 八一	株式会社癒 樹会	同 市笹 谷字下釜二四 一四	平成二十一年 八月一日	同
愛の家グル ープホーム 福島飯坂	同 市飯坂 町平野字中 ノ内七一	メディカル ケアサービ ス東北株式 会社	宮城県仙台市宮 城野区岩切字稲 荷一九三一二	平成二十一年 六月一日	認知症対 応型共同 生活介護 介護予 防認知症 対応型共

あるはずケ アプランセ ンター	同	株式会社ア ルプスビジ ネスクリエ ーション福 島	相馬市沖ノ 内一一八一 五	平成二十二年 八月二四日	介護予防 福祉用具 貸与 特 定福祉用 具販売 特定介護 予防福祉 用具販売
デイサービ ス赤い風船	南相馬市原 町区深野字 台畑二一一	株式会社ユ ニキャスト	同 県南相馬市 原町区深野字台 畑二一一一	平成二十二年 八月一日	通所介護 介護予 防通所介 護
あかりケア プランセン ター	西白河郡西 郷村米字米 村五二	特定非営利 活動法人歩 つとあかり	同 県西白河郡 西郷村米字米村 五二	平成二十二年 七月一日	居宅介護 支援事業
医療法人あ さひ会介護 老人保健施 設プロヴィ デンス	西白河郡矢 吹町文京町 二二六	医療法人あ さひ会	同 郡 矢吹町文京町二 二六	平成二十二年 七月一日	通所リハ ビリテー ション 短期入所 療養介護 介護老 人保健施 設 介護 予防通所 リハビリ
ケアステー ション孫の 手白河	白河市字中 山南五一九 七	株式会社交 通観光交 社	福島県白河市字 中山南五一九七	平成二十二年 五月一日	介護予防 訪問介護

部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ会津若松本店 福島県会津若松市町北町大字藤室字道下八十四番地一
ほか十六筆
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年九月十五日から同年十月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニクロ会津若松アピオ店・西松屋会津若松アピオ店 福島県会津若松市町北町大字始字宮前十四番地一ほか二十筆
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、河沼郡会津坂下町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
会津坂下町
- 二 成果の名称
河沼郡会津坂下町大字樋島の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百七十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡下郷町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
下郷町
- 二 成果の名称
南会津郡下郷町大字湯野上の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十一年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	白河市表郷小松字下高萩一三八番地先から同 市表郷社田字太夫屋敷五番地先まで	変更前 変更後	九・〇 一七・〇	二二五・五 二二五・五

(道路計画課)

福島県告示第五百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十一年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二八九号	白河市表郷小松字下高萩一三八番地先から同 市表郷社田字太夫屋敷五番地先まで	平成二十一年九月 一五日

公 告

公告第四百九十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年九月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

リバー サイド S I N	いわき市泉 町下川字神 山前七―二	社会福 祉法人 エル・ ファロ	福島県いわ き市植田町 中央三―七 ―六	平成二一 年 九月一日	共同生活 援助	知的障害者 精神障害者
事業所 の名称	事業所 の所在地	事業者 の名称	事業者の 主たる事務 所の所在地	指定年月 日	サービ スの種 類	サービ スの主 たる対 象者

（障がい福祉課）

（道路計画課）